

税務相談室

医業の必要経費

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

個人医業の所得を計算する際に、必要経費とはどのようなものを指すのか、その範囲を教えてください。

回答

1. 所得金額の計算上、収入から差し引くことのできる費用を必要経費といい、必要経費には売上原価や一般管理費など、収入を得るために直接必要な費用のほか、貸倒れ損失など所得税法上特別に定められたものがあります。

開業医など個人経営の病医院の所得は、所得税法上、事業所得に区分されますが、この事業所得の金額は、次式のように診療などによって得た総収入金額から、その収入を得るために必要な経費を控除して計算します。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{事業所得の金額}$$

ところで、個人が支出する費用のすべてが必要経費となるものではありません。必要経費として収入から控除できるものは、営業に関して生じた費用に限られ、食費や住居費などの個人の生活費は家事費と呼ばれ、必要経費にならないほか、刑法に規定する賄賂または不正競争防止法に規定する金銭その他の利益に当たるべき金銭の額、および金銭以外の物または権利その他経済的価値の価額についても、必要経費になりません。

ある費用が必要経費に該当するかどうかは、費用支出の原因や結果などの因果関係のほか、その費用が通常一般に支出されるものであるかどうかによって判断されるものと考えられます。

この必要経費の範囲については、所得税法では次のように通則的な定めと別段の定めをしております。

1) 通則的な必要経費

事業所得の計算上必要経費に算入される金額は、別段の定めがあるものを除き、事業所得の総収入金額（売上高）に対する売上原価の額や、この売上げを得るために直接要した費用の額および

その年における販売費・一般管理費その他業務について生じた費用（減価償却費以外の費用で、その年において債務の確定していないものを除きます）の額です。

なお、医業収入を得るための売上原価の額には、薬品費・診療材料費・給食材料費および医療消耗備品費などの医療資材費が含まれます。医業収入の主なもの技術料であると考えますと、薬品費などを医業の売上原価とすることに奇異に感ずる点もないではありませんが、薬品代も技術のサービスに併せて提供される医業の対価であることからみると、医業の売上原価に薬品費等が該当するといえます。

2) 別段の定めによる必要経費

所得税で別段の定めとして、次のようなものがあります。

イ 事業の用に供される固定資産や繰延資産の取壊し・除却などによる損失額

ロ 事業の遂行上生じた売掛金（医業未収金）や貸付金などの貸倒れなどによる損失額

ハ 青色申告者の退職給与引当金などの繰入額

ニ 生計を一にする親族に支払う、青色専従者給与額および事業専従者控除額（生計を一にする親族が事業に従事したためにその親族に支払う対価は、原則として必要経費とはなりません。青色専従者給与額および事業専従者控除額は、その例外として必要経費とされます。）

ホ 青色申告特別控除額…青色申告者は「青色申告特別控除」として、一定の要件の下に、最高65万円（事業規模の不動産所得または事業所得の場合）または10万円を控除することができます。

なお、年間5,000万円以下の社会保険診療報酬に係る医業所得については、上記にかかわらず、その支払を受ける金額に一定の経費率を乗じて求めた金額を必要経費とすることができます。

